

一般社団法人交通科学研究会研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人交通科学研究会（以下「研究会」という。）の理事もしくは理事に準じる者（以下「理事等」という。）が医学的、生物学的、心理学的又は工学的研究の人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じる可能性のある研究及び研究成果の公表（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、研究会における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(留意事項)

第2条 前条に該当する研究を行う理事等は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) ヘルシンキ宣言（1964年）の趣旨に則して研究を行う。
- (2) 対象者等の人権を擁護するとともに、対象者等に不利益及び危険が生じないように十分配慮する。
- (3) 対象者等に研究の内容及び方法等を説明し、理解を求めた上で書面により同意を得る。なお、対象者等が未成年者の場合は、本人及び保護者等から書面により同意を得る。また、対象者等が年少者又は障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合は、保護者等から書面により同意を得る。

2. 申請者は、研究実施計画及び成果の公表内容等について、会長の承認を得なければならない。

(研究倫理委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、研究会に交通科学研究会倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画の審査に関する事
- (2) 成果の公表内容等の審査に関する事
- (3) その他研究上の倫理に関する事

(審査内容)

第5条 前条を受け、委員会は研究会において行う人間を直接の対象とする研究に関し、理事等からの申請に基づき実施計画の内容等を倫理的及び社会的な観点から審査する。

2 審査を行うに当たっては、次の各号に挙げる観点到に留意しなければならない。

- (1) 対象者等の人権の擁護
- (2) 対象者等に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる対象者等の不利益並びに危険性及び研究上の貢献の予測

(組織)

第6条 委員会は、会長が指名する副会長1名と理事等5名で構成する。

(任期)

第7条 前条に挙げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第4条第1号及び第2号の審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局が担当する。

(運営)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(審査手続き)

第12条 申請者は、第4条の審議事項対象の研究により委員会の審査を受けようとする場合は、研究倫理審査申請書(別紙様式1, 以下「申請書」という。)を会長に提出する。

2 会長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。ただし、第16条に定める場合は、この限りでない。

(判定)

第13条 委員会は、第2条第1項各号に留意して審査し、判定を行う。

2 審査の判定は、次の各号に定める表示により行う。

(1)承認

(2)条件付承認

(3)変更の勧告

(4)不承認

(5)非該当

3 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

4 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

5 委員長は、審査の結果について、結果書(別紙様式2)を作成し、申請者に審査結果通知書(別紙様式3)により、申請者に通知する。

6 前項の通知をするに当たり、審査の判定が第2項第2号から第5号の一つに該当する場合は、理由等を記入しなければならない。

7 審査経過及び審査結果は記録として事務局にて保存し、公表しない。ただし、委員会が特に必要と認め、申請者及び対象者等の同意を得た場合は、審査経過及び審査結果の内容の一部あるいは全部を公表することができる。

(再審査)

第14条 申請者は、審査の結果に異議あるときは、会長に再審査を求めることができる。

2 会長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問する。

(研究計画の変更)

第15条 申請者は、承認された実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく研究計画変更申請書(別紙様式4)を委員長に届け出るものとする。

2 委員長は、前項の届出について、必要があると認めるときは、当該変更に係わる研究計画について、審査を諮問するものとする。

(審査の特例)

第16条 会長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づき審査結果が明確に推定できるものについては、会長が委員長と協議のうえ、委員会の審査を経ずに判定を行うことができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告を行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたり必要な事項は、委員会が定める。

(附則)

この規程は、平成26年11月19日から施行する。